

製品安全データシート

製造者情報

会社 三和化成工業株式会社
 住所 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町12-9
 担当部門 製品保障部
 電話番号 045-778-2331 FAX番号 045-778-2303
 緊急連絡先 電話番号 045-778-2388
 受付日時： 月曜日～金曜日 8：30～17：00
 作成・改訂 2003年10月22日

整理番号 180041

製品名 (化学名、商品名等) D B S

物質の特定 単一製品・混合物の区別 混合物
 化学名 石油系炭化水素及び添加剤
 成分及び含有量
 潤滑油基油 85～90 %
 潤滑油添加剤 10～15 %
 化学式又は構造式 特定できない。
 官報公示整理番号 (化審法、安衛法)

CAS No 企業秘密なので記載できない。
 国連分類及び国連番号 企業秘密なので記載できない。
 労働安全衛生法 該当しない。
 P R T R法 鉱油 85～90 %
 該当物質なし

危険有害性の分類

分類の名称：

分類基準に該当しない。

危険性：

主な危険有害性は次の通りである。

有害性：

消防法 危険物 第四類第三石油類

環境影響：

現在迄のところ有用な情報無し。

現在迄のところ有用な情報無し。

応急措置

目に入った場合：

清浄な水で最低15分間目を洗淨したのち、医師の手当てを受ける。
 (文献1)

皮膚に付着した場合：

水と石鹸で付着した部分を洗う。

吸入した場合：

新鮮な空気の場所に移す。身体を毛布などで覆い、保温

して安静に保ち、必要なら医師の手当てを受ける。

飲み込んだ場合：

無理に吐かせないで、速やかに医師の手当てを受ける。

口のなかか汚染されている場合には、水で充分に洗う

こと。
 (文献2)

火災時の措置

消火方法：

1.火元への燃焼源を断つ。

2.初期の火災には、粉末、炭酸ガス消火剤を用いる。

3.大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断する

ことが有効である。注水は、火災を拡大し危険な場合がある。

4.周囲の設備などに散水して冷却する。

5.消火作業の際には、風上から行い必ず保護具を着用する。

6.火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。

霧状の強化液、泡、粉末又は炭酸ガス消火剤

消火剤： 消火に棒状の水を用いてはならない。

漏出時の措置

周囲の着火源を取り除く。

1. 大量の場合：漏洩した場所の周辺にはロープを張るなどして人の立ち入りを禁止する。
作業の際には必ず保護具を着用する。漏洩した液は土砂などでその流れを止め、安全な場所に導いた後、出来るだけ空容器に回収する。
河川、下水道等に排出されない様に注意する。
2. 少量の場合：土砂、ウエス等で吸着させて空容器に回収し、その後を完全にウエス等で拭き取る。
3. 海上の場合：オイルフェンスを展開して拡散を防止し、吸着マット等で吸取る。薬剤を用いる場合には運輸省令で定める技術上の基準に適合したもので無ければならない。

取扱い及び保管上の注意 取扱いは：

1. 指定数量以上の量を取扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。
 2. 炎、火花または高温体との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させないこと。
 3. 常温で取り扱うものとし、その際、水分、きょう雑物の混入に注意すること。
 4. 静電気対策を行い。作業着、靴等も導電性の物を使用する。
 5. 石油製品から発生した蒸気は空気より重いので滞留しやすい。そのため換気および火気などへの注意が必要である。
 6. 危険物が残存している機械設備などを修理、又は加工する場合は、安全な場所において危険物を完全に除去してから行うこと。
 7. 飲まないで下さい。
 8. 皮膚に触れたり、目に入る可能性がある場合は、保護具を着用する。
 9. ミストが発生する場合、呼吸器具等を使用してミストを吸入しないで下さい。
 10. 容器から取り出す時はポンプなどを使用すること。
細管を用いて口で吸い上げはならない。
- 保管 ；
1. 直射日光を避け、換気の良い場所に保管する。
 2. 危険物の表示をして保管する。
 3. 熱、火花、火炎並びに静電気蓄積を避ける。
 4. 保管場所で使用する電気器具は、防爆構造とし、器具類は接地する。
 5. ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触並びに同一場所での保管を避ける。
- 容器の取り扱い：
1. 空容器に圧力をかけないでください。圧力をかけると破裂することがあります。
 2. 容器は溶接、加熱、穴あけまたは切断しないで下さい。
爆発を伴って残留物が発火することがあります。

暴露防止措置

管理濃度： 規定無し(作業環境 基準:労働省告示第26号、平成7.3.27)
許容濃度
日本産業衛生学会（1996年度版）：3 mg/m³（鉱油ミストとして）
（文献3）
ACGIH（1996～1997年度版）：
時間加重平均 TWA 5 mg/m³（鉱油ミストとして）
（文献4）

設備対策：

ミストが発生する場合は発生源の密閉化、または排気装置を設ける。取扱場所の周辺に、洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。

- 保護具 呼吸用保護具： 通常必要でないが、必要に応じて防毒マスク（有機ガス用）を着用する。
- 保護眼鏡： 飛沫が飛ぶ場合には普通型眼鏡を着用する。
- 保護手袋： 長期間または繰り返し接触する場合には耐油性のものを着用する。
- 保護衣： 長時間にわたり取扱う場合または濡れる場合には耐油性の長袖作業服等を着用する。

物理／化学的性質

外觀等： 淡黄色の透明液体

揮発性： 無し

比重又は嵩比重（15℃）：約0.82

初留点： 250℃以上

溶解度 水： 不溶

流動点： -35.0℃

危険性情報（安定性・反応性）

引火点： 70℃以上（COC）

発火点： 測定データなし

爆発限界： 上限：7% 下限：1%（推定値）

可燃性： あり

発火性（自然発火性、水との反応性）：無し

酸化性： 無し

自己反応性・爆発性： 無し

安定性： 安定

反応性： 強酸化剤との接触を避ける

有害性情報（人についての症例、疫学的情報を含む）

皮膚腐食性： 無し

刺激性（皮膚、眼）： 長期又は繰り返し接触する場合刺激性ある恐れあり

感受性： データ無し

急性毒性（50%致死量等を含む）：
経口 ラット LD₅₀：5 g/kg以上（推定値）
データ無し
データ無し

亜急性毒性： データ無し

慢性毒性： データ無し

がん原性：基油：

OSHAによる評価：「使用している基油は、高度精製基油でありIARCでは、グループ3に分類（ヒトに対して発ガン性について分類できない）
（文献5）

EUによる評価：発ガン性物質としての分類は適用される必要はない。
（基油）
（文献6）

添加剤： データ無し

変異原性（微生物、染色体異常）：

データ無し

生殖毒性： データ無し

催奇形性： データ無し

その他（水と反応して有害なガスを発生する等を含む）：

現在のところ有用な情報なし

飲むと下痢、嘔吐する可能性がある。

目に入ると炎症を起こす可能性がある。

皮膚に触れると炎症を起こす可能性がある。

ミストを吸入すること気分が悪くなることがある。

環境影響情報

分解性：
蓄積性：
魚毒性：
その他：

現在のところ有用なデータ無し
現在のところ有用なデータ無し
現在のところ有用なデータ無し

廃棄上の注意：

1. 事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、または知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
2. 投棄禁止
3. 埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、その燃えがらについて、下記の物質が総理府で定めた基準以下であることを確認しなければならない。銅又はその化合物、亜鉛又はその化合物、ふっ化物、アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、ひ素又はその化合物、六価クロム化合物、有機りん化合物、鉛又はその化合物、カドミウム又はその化合物、シアン化合物、PCB。
4. 燃焼する場合は、安全な場所で、かつ、燃焼または爆発によって他に危害または損害を及ぼす恐れのない方法で行うとともに、見張り人をつけること。

輸送上の注意

1. 陸上輸送

消防法：

容器： 危険物の規制に関する規則別表第3の2

金属製ドラム（250 L）、金属製容器（60 L）等

（注） 容器は危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第68条の5に定める容器試験基準に適合していることを自主確認すること。

容器表示： 一 危険物の品名；第三石油類、危険等級Ⅲ、潤滑油

二 数量

三 火気厳禁

1) 容器が著しく摩擦または動揺を起こさないように運搬すること。

2) 指定数量以上の危険物を車輛で運搬する場合は、自治省令で定めるところにより、当該車輛に標識を掲げること。またこの場合、当該危険物に該当する消火設備を備えること。運搬時の積み重ね高さ3 m以下とす。

3) 第一類及び第六類の危険物及び高圧ガスとを混載しないこと。

2. 海上輸送及び航空輸送

船舶安全法： 非危険物 個別運送およびよばら積み運送に於いて

航空法： 非危険物

3. 注意事項

引火性液体なので「火気厳禁」

適用法令

安衛法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 既存化学物質名簿への収載、通知対象物質
化審法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 既存化学物質名簿への登録
消防法 危険物・・・・・・・・・・・・・・・・ 第四類第三石油類
水質汚濁防止法・・・・・・・・・・・・・・・・ 油分排出規制（5 mg / l 許容濃度）
ノルマルヘキサン抽出分として検出される
海洋汚染防止法・・・・・・・・・・・・・・・・ 油分排出規制（原則禁止）
下水道法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 鉱油類排出規制（5 mg / l）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律・・・産業廃棄物規制（拡散、流出の禁止）

その他（記載内容の問い合わせ先、引用文献等）

1. ANSI Z 129.1-1994 American National Standards Institute.(米国規格協会)
2. 新・絵で見ると毒110番（保健同人社）
3. 許容濃度の割合（1996） 日本産業衛生学会 産業医学 38巻 P.172-183
4. Thresholds limit values for chemical substances and physical agents and biological exposure indices, ACGIH(1993-1994)
5. IARC MONOGRAPHS ON THE EVALUATION OF THE CARCINOGENIC RISK OF CHEMICALS TO HUMANS VOLUME 33
6. EC理事會指令「67/548/EEC」の付屬書I「危険な物質リスト」
7. 製品安全データシート作成指針（日本化学工業協会）

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取り扱いを確保するための参考情報として、取り扱う事業者に提供されるものです。

取り扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱い等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いいたします。

従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。